

2019 年第 28 號法律公告

《2019 年差餉 (豁免) 令》

(由行政長官會同行政會議根據《差餉條例》(第 116 章)
第 36(2) 條作出)

1. 生效日期

本命令自 2019 年 4 月 1 日起實施。

2. 釋義

在本命令中——

寬免期 (concession period) 指以下任何一季——

- (a) 2019 年 4 月 1 日至 2019 年 6 月 30 日；
- (b) 2019 年 7 月 1 日至 2019 年 9 月 30 日；
- (c) 2019 年 10 月 1 日至 2019 年 12 月 31 日；
- (d) 2020 年 1 月 1 日至 2020 年 3 月 31 日。

3. 豁免繳交差餉

就每段寬免期而言，載錄於有效估價冊的物業單位，獲豁免繳交差餉，豁免幅度為本來須繳交的差餉款額或 \$1,500，以較低的款額為準。如本來只須就某寬免期的部分期間繳交差餉，則 \$1,500 的款額須按比例減低。

《2019 年差餉 (豁免) 令》

2019 年第 28 號法律公告
B372

行政會議秘書
梁蘊儀

行政會議廳

2019 年 2 月 27 日

《2019 年差餉 (豁免) 令》

2019 年第 28 號法律公告
B374

註釋
第 1 段

註釋

本命令豁免物業單位從 2019 年 4 月 1 日起至 2020 年 3 月 31 日止的年度內每一季的差餉，每季豁免上限為 \$1,500。